

様式第3号(第3条関係)

神栖市ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業利用同意書

市が実施するひとり暮らし高齢者等見守り支援事業（以下「事業」という。）を利用するに当たり、次の事項について同意します。

- 1 事業の利用申請後、市又は見守り支援を行う委託事業者等が実施する訪問点検や安否確認に協力すること。
- 2 申請書に記載した情報及び通報内容等見守り支援を行う中で得た情報について、事業の実施に必要な限度において、消防署、委託事業者、地域包括支援センター、民生委員、搬送先の医療機関等に提供すること。
- 3 事業の利用において貸与を受けた緊急通報装置を適切な管理の下使用すること及びこれを譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供する等事業の目的以外に使用しないこと。
- 4 貸与を受けた通報装置等を破損し、又は紛失したときは、直ちに市長に申し出ること。また、市長からその修繕に要する費用又は損害賠償の支払を求められたときは、速やかに支払うこと。
- 5 緊急通報を発した後、委託業者からの連絡に応答しないときは、関係者が居宅内に立ち入ることを認め、その際に居宅の一部に破損が生じても、市及び当該関係者はその責任を負わないこと。
- 6 壁、天井等に、緊急通報装置の設置に必要なねじ穴等を開ける場合があること。また、このために壁、天井等に生じた破損は、市及び委託事業者は修復しないこと。
- 7 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに届け出ること。
  - (1) 住所、電話番号又は世帯状況に変更が生じたとき
  - (2) 緊急連絡先として指定した者又は近隣協力員に関する事項に変更が生じたとき。
  - (3) 対象者の条件に該当しなくなったとき。
  - (4) 事業を利用する必要がなくなったとき。

年 月 日

神栖市長 様

申請者 氏名 \_\_\_\_\_